平成２４年（フ）第４７３９号
大阪市中央区東心斎橋２丁目７番31号　鶴屋ビル５階
破産者　有限会社ドンキィ
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３号
兵庫県芦屋市岩園町３番６―313号
破産者　有限会社レッセフェール
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４４号
愛媛県松山市古三津２丁目16番22号
破産者　有限会社幸洋建設
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
北海道網走市南四条西１丁目４番地
破産者　有限会社タカサキ
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２４年（フ）第８７９号
東京都東村山市栄町２丁目40番地５メゾンシャオリン205
破産者　光井　長生
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４９号
静岡市葵区桂山59番地の３
破産者　有限会社カネイ
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４８６号
福岡県大野城市山田１丁目10番１号
破産者　有限会社ファンフィールド
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３４号
佐賀県鹿島市大字納富分3114番地５
破産者　株式会社グッドナビ
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３７６号
鹿児島県鹿児島市上之園町４番地９
破産者　有限会社ユーロリサーチ九州
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７０６号
福岡県福岡市中央区渡辺通４丁目６番20号　星野ビル６階
破産者　株式会社三島設計
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８６３号
福岡県糟屋郡久山町大字久原3238番地
破産者　株式会社クリエート九州
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４７号
福岡市中央区西中洲12番17号
破産者　株式会社ニシナカビル
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３６３号
鹿児島市下荒田４丁目49番１号
破産者　有限会社内之倉産業
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市字古島454番地の14
破産者　有限会社丸輝産業
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４０１号
沖縄県宜野湾市真栄原３丁目10番14号　ハイランド棚原３Ｆ
破産者　株式会社ヨーグルトジャパン
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３９号
沖縄県那覇市安里３丁目15番７号　２階
破産者　金城　　匠
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２２１号
札幌市東区北27条東14丁目１番１号
破産者　株式会社秀建コンストラクト
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１９号
札幌市西区西町南21丁目１番30号
破産者　株式会社ノーマライフ社
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７９８号
札幌市東区北42条東６丁目３番10号
破産者　株式会社ランドスケープ
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０４号
札幌市厚別区厚別東５条７丁目１番30―402号
破産者　株式会社プロップ
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８１号
栃木県鹿沼市藤江町1360番地
破産者　市田電装システム株式会社
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５号
栃木県足利市葉鹿町１丁目35番地35
破産者　齋藤　公藏
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係